

— 空き家を改修して 海陽町に住もう —

海陽町への移住・定住を応援します！

海陽町へ移住・定住を希望する方が入居する空き家の改修について、予算の範囲内でその費用の一部を助成します。

◆対象の空き家

町内に所在する建築物及びその敷地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものを対象としています。

◆補助対象となる空き家の改修

補助金の対象は次の要件すべてを満たす空き家の改修です。

- (1) 空き家の改修が、令和5年3月31日までに完了するもの
- (2) 令和5年3月31日までに入居が完了するもの。ただし、改修前に空き家に居住している場合は、入居後6ヶ月を経過していないものに限り、(実績報告のときに入居後の住民票が必要となります。)
- (3) 改修する空き家に5年以上の居住予定が必要です。
- (4) 改修された空き家に、玄関・居室・台所・浴室・トイレを備えていること。

※賃貸で空き家の入居（予定）者が行う空き家の改修については、所有者に承諾を得てください。

※売買等により取得した空き家の所有者が自ら居住するために行う空き家の改修については、取得した日から3年を経過していないものに限り、(実績報告のときに入居後の住民票が必要となります。)

◆補助対象とならない空き家の改修

次の場合は補助金の対象になりません。

- (1) 賃貸、分譲等を目的として建築された空き家を改修するとき
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けて改修を行った空き家を改修するとき
- (3) 国、県又は町の制度による他の補助等を受けて空き家を改修するとき
- (4) 親族間（3親等内）における賃貸借契約又は売買契約を締結した空き家の改修
- (5) 法人が所有する空き家を改修するとき など

◆補助金の申請ができない方

次の方は補助金を申請できません。

- (1) 未成年の方
- (2) 町税等を滞納している方
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがある方
- (4) 暴力団員、又はそれらと密接な関係を有する方
- (5) 不動産業・仲介業を営む方
- (6) 法人 など

◆補助対象となる経費

補助金の対象となる経費は、町内の個人事業者又は町内に営業所等がある法人が施工する次の経費です。

- (1) 台所、洗面所又は便所の改修に要する経費
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修に要する経費
- (3) 屋根、外壁等の外装の改修に要する経費
- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修に要する経費 など

◆補助対象とならない経費

次の経費は補助金の対象になりません。

- (1) 補助金の交付決定の日までになされた改修に要する経費
- (2) 外構、車庫、倉庫等の改修等に要する経費
- (3) 家財道具、調度品等の備品購入に要する経費
- (4) 家財道具等の撤去、処理等に要する経費 など

◆補助金の額

補助金の額は次のaとbの総額で、上限は100万円です。(1,000円未満切り捨て)

- a. 補助対象経費の3分の1以内 ※「海陽町空き家バンク」登録物件は2分の1以内
- b. 町産材の使用1立方メートルにつき1万円を加算

《対象経費の例示》

補助対象となる経費	●屋根、外壁、軒天の改修 ●雨樋の改修 ●床、壁、天井の改修 ●ドア、ふすま等の建具や畳の取替・張替 ●ガラス、網戸の取替 ●サッシ、雨戸の設置・取替 ●作り付けのカウンターや棚の設置 ●間取り変更等に伴う改修 ●浴室、トイレ、洗面等の改修 ●システムキッチンの設置 ●給湯器、温水器等の設置 ●宅内の配管工事 ●換気扇の設置 ●電気等の配線工事 ●カーテンレールの設置 ●足場等の仮設費 ●大工等の手間代 など
補助対象とならない経費	●門や塀等の外構の改修費用 ●車庫、倉庫等の付属建物の改修費用 ●家財道具、調度品等の代金 ●ガスコンロやIHヒーターの代金 ●エアコンの購入設置費用 ●家財道具等の処分費 ●光熱水費 ●ウォシュレット等の代金 ●リース代金 ●中古品の購入代金 ●上下水道加入金 ●合併浄化槽の代金 ●太陽光発電装置などの費用 ●住宅・付属建物の除去費用 ●シロアリ等の害虫駆除代金 ●補助金申請に係る経費 など

◆補助金の取り消し・返還

次に該当したときは、補助金の全部又は一部が取り消されることとなります。なお、既に補助金が交付されているときは、返還していただくこととなります。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき
- (2) 入居予定者が、補助金の申請年度内に入居しないとき
- (3) **入居者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家から退去したとき**
- (4) 所有者等が補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家を住居以外の目的で利用し、取り壊し又は売却したとき

◆空き家改修支援補助金のお問い合わせ

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

海陽町役場（海南庁舎）まち・みらい課

TEL：0884-73-4156 FAX：0884-73-3097 E-mail：machimirai@kaiyo-town.jp

空き家改修支援補助金 URL：https://www.town.kaiyo.lg.jp/docs/2016082800016/

※こちらで補助金の手続きに必要な各様式のダウンロードができます。



◆補助金の流れ

申請者

海陽町役場
まち・みらい課

1. 補助金の交付申請

補助金交付申請書（様式第1号）により申請してください。

- 【添付書類】
- (1) 空き家の位置図
 - (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - (3) 改修費用の内訳が確認できる見積書等
 - (4) 改修予定箇所が確認できる図面及び現況写真
 - (5) 補助申請者の市町村税の完納証明書
 - (6) 空き家に係る登記事項証明書
 - (7) 誓約書（別紙1）
 - (8) 承諾書（別紙2）※補助事業者が賃貸借による入居者であるとき

2. 交付決定の通知

補助金を交付することが適当でないときは、交付しない場合があります。

3. 空き家改修の着手

補助金の交付決定通知書を受けてから空き家の改修に着手してください。

4. 補助事業の内容変更又は中止

補助事業に変更等があったときは補助金変更等承認申請書（様式第4号）により申請してください。

※補助対象経費の減額が20パーセント以内であるとき、または補助対象経費の項目間の配分の変更が20パーセント以内であるときは、変更申請は不要です。

5. 変更等の承認

補助事業の変更等を承認したときは補助金変更等承認通知書により通知します。

6. 空き家改修・入居の完了

7. 実績報告

空き家の改修の完了後30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第6号）を提出してください。

- 【添付書類】
- (1) 空き家入居後の住民票の写し
 - (2) 改修費用の内訳が確認できる領収書等の写し
 - (3) 改修箇所が確認できる図面及び実績写真
 - (4) その他、町長が必要と認める書類

8. 補助金の額の確定

交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

9. 補助金の請求

補助金請求書（様式第8号）により、補助金を請求します。

10. 補助金の支払い

補助金は指定の口座に振り込みます。